

大阪化学薬品株式会社 分析サービス受託約款

目的

第1条 本約款は、大阪化学薬品株式会社（以下「大阪化学」という）が委託者から受託する分析・測定・試験・検査・解析・評価および調査（以下本業務という）を遂行するために必要な、委託者と大阪化学との間の基本的事項を定めることを目的と致します。

適用

第2条 委託者および大阪化学は、次条に従い締結される個別契約および本約款に従って契約を履行するものと致します

2. 前項の場合において、個別契約の定めが本約款の定めるところと相違するときは、その部分に限り個別契約の定めが優先して適用されるものとみなします。

個別契約の成立

第3条 本業務の受託の個別契約は、次の各号のいずれかに該当した場合に成立するものと致します。

- (1) 委託者からの見積り依頼（大阪化学所定の分析測定見積依頼書等）に基づいて大阪化学が見積書を作成の上、委託者に交付し、委託者がこれを承諾したとき
- (2) 委託者と大阪化学の間で契約書を作成・締結したとき
- (3) 委託者のお申込み（注文書や電話等口頭を含む）に対し、大阪化学が受託を承諾したとき

委託料の支払い

第4条 本業務の委託料は、別段の定めがない限り、本業務の結果を提供した後に、見積書で定めた委託料を消費税額相当分と併せて、請求書に記載された期日までに大阪化学の指定する銀行口座に振り込み、支払われるものと致します。

2. 大阪化学から委託者に対して支払うべき債務があるときは、大阪化学は前項の委託料と相殺することができるものと致します。

秘密保持

第5条 大阪化学は、委託者から提供または開示された技術情報（試料を含む）、資料および業務の結果その他業務遂行にあたり知り得た委託者の営業上、技術上の情報（以下総称して「秘密情報」という）について、委託者の書面による事前の同意なしには、これらを本業務以外の目的には使用せずかつ第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受けた時、既に大阪化学が保有または取得していたことを立証しうるもの
- (2) 委託者から開示を受けた時、既に公知または公用となっていたか、開示を受けた後に、大阪化学の責めによらないで公知または公用となったもの。
- (3) 大阪化学が正当な権利を有する第三者から合法的にかつ秘密保持義務を負うことなく入手したもの。
- (4) 大阪化学が独自に開発したことを立証しうるもの。

2. 前項の規定に拘わらず、大阪化学が本業務の全部または一部を第三者に再委託する時は、大阪化学は秘密情報を当該再委託先に開示できます。ただし、大阪化学は、当該再委託先に対して、大阪化学

が前項の規定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。

3. 本条の各規定は、報告書提出後5年経過するまで有効とします。

試料等の提供・返却

第6条 委託者は、個別契約で定められた本業務の遂行に必要な試料および情報を大阪化学に無償で提供いただきます。

2. 大阪化学は、別段の定めがない限り、本業務の終了後は返却可能な試料および情報を速やかに委託者に返却します。

業務の着手および報告および検収

第7条 本業務の着手は、前条に定める試料および情報が大阪化学に提供され、到着した時と致します。

2. 大阪化学は、個別契約で定められた期日までに業務の結果を委託者に報告します。
3. 大阪化学は、報告書の控えを報告書提出後3年間保管します。

免責

第8条 天災地変その他大阪化学の責めに帰することのできない理由により、個別契約の履行が困難となった時は、これにより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものと致します。

2. 委託者が本業務の結果を利用することにより生じたいかなる損害についても、大阪化学は一切責任を負いません。
3. 大阪化学の責めに帰すべき理由によって本業務に誤りがあったと認められる時は、大阪化学は委託者と協議の上、次のいずれかの措置を致します。
 - ①大阪化学の費用負担のもとに本業務の再実施を行なう。
 - ②委託者から大阪化学に支払われた委託料を限度として、委託者が被った損害を賠償します。ただし、委託者からの本措置に関するご連絡は報告書提出後1年以内とします。
3. 大阪化学は、本業務の結果が第三者の知的財産権に抵触しないことを保証するものではありません。

個別契約の変更・解約

第9条 委託者および大阪化学は、個別契約の履行が困難な事態が生じたときは、相手方と協議の上、その同意を得て、個別契約を変更または解約することができるものとします。委託料金は、両者協議のうえ相当と認められる金額に変更するものとします。

協議事項

第10条 本約款に定めのない事項または本約款の各条項の解釈に疑義が発生したときは、両者誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

以上(2012.9)